

社会福祉法人 はなゆめ

令和2年度
事業計画・予算

令和2年4月1日～令和3年3月31日



本部事務局

2020/03/27

社会福祉法人はなゆめ

令和2年度(2020年度) 事業計画

はじめに

すべての人が安心して暮らせる共生社会の一員として

私たちはな・はなグループは、地域に障がいのある人たちの居場所を求めた親の会活動から生まれました。最初の作業所が誕生したのは36年前、そこからNPO法人三鷹はなの会設立を経て、社会福祉法人はなゆめを設立してからは9年目を迎えます。

私たちの事業所は、かつて「民営授産」と呼ばれた東京都の補助金制度で運営されていた作業所でしたが、新しい障害福祉サービス事業に位置付けられ以来、いくつもの法制度が整備され、障がい者の人権の尊重、そして運営財源をはじめとする事業の安定化へと進展してきました。14年経ち地域での共生社会が築かれるための環境が整ってきたように見えます。しかしそれは、いつの間にか自然に進むものではありません。「津久井やまゆり園事件」にみられるように、障がい者への差別と偏見が社会からなくなるのは簡単なことではありません。どんなに障がいが高くても、普通に、当たり前で暮らす共生社会は、まだまだ日々の奮闘の先にあるようです。私たちの事業はその前線に立っています。

また、障害福祉サービス事業の産業化進行の問題、事業現場で起きる成果主義の問題。温かみやゆとりのある「福祉」という雰囲気希薄になり、空洞化してきていないかとの懸念、などの課題を抱えています。問われているのは、制度が進む中でしっかりと事業を行っていく法人の総合力だと感じています。共生社会を築いていくためには、地域で障害福祉サービスをしっかり行う力を持った法人が必要です。

一方利用者の重度化高齢化、職員の人材不足などの課題も大きくのしかかっています。

幸いにも私たちは、社会福祉法人はなゆめ、NPO法人三鷹はなの会と、かつての作業所を基盤とした2つの法人で役割分担をしながら運営を行っています。今後はより連携を強めて三鷹市における障がい福祉を担っていく必要があります。

時代は令和となりました。働き方改革に沿った職場環境を整備しつつ、本人支援を最重要課題とし、これまで以上に地域に根差した法人として、ゆるぎない経営を目指します。

1 理念

私たちは、障がいのある一人一人の意志を尊重し、地域の中で、主体的に充実した生活を続けられるよう、個々に応じた適切な障がい福祉サービスを提供することを目指します。

2 基本方針

- (1) 福祉サービスの利用者の利益と家族及び地域における社会福祉の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適切な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に努めます。
- (2) 個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、またはその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切な福祉サービスを提供します。
- (3) 利用者、家族、関係者及び地域がもつ福祉サービスに対するニーズに沿った事業展開を図ります。
- (4) 利用者の「快適な暮らしや健康で幸福な生活」を確保するため、個人の尊厳が守られる暮らしに必要な選択の自由、自己決定及び自己実現を図るための事業を展開します。
- (5) 個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービス提供のため、職員の社会福祉従事者としてまた社会人としての資質向上を図り、人材育成に努めます。

3 令和2年度事業計画における重点課題

(1) 日中活動における多様性の追求

利用者の重度化・高齢化により、就労継続支援B型事業中心では今後の環境の変化に対応できなくなっている。障がいのある一人ひとりの人権と意思を尊重し、日中活動における多様な在り方を追求する。芸術文化活動を推進し、社会・経済・文化ほかあらゆる分野へ参加できるよう支援する。

(2) NPO 法人三鷹はなの会との連携の強化・推進

地域のニーズに応え社会福祉法人として確固たる運営を維持していくためには、新しい時代に合った法人事業の整備・再編を行う時期を迎えている。特に社福はなゆめの母体となった NPO 法人三鷹はなの会とは連携を強化し、支えあう方向が求められている。

4 事業課題

(1) 事業の整備・安定化推進

- ①新川センター（2年目）
- ②連雀センター化構想（連雀地区における事業再編）の検討
- ③連雀センターらしきの運営改善と安定化
- ④本部機能の充実

(2) 事業内容の充実

- ①就労継続B型における生産活動の見直し、自主製品等の活性化
- ②生活介護のプログラム再検討
- ③芸術・文化プログラムの推進

(3) 法人の運営

- ①将来を見据えた人材育成と世代交代
- ②法人組織の安定化
- ③将来の事業展開に向けた資産の確保

参考 NPO 法人三鷹はなの会の事業課題

1、居住支援の拡充・安定

- ①4か所の居住の場
- ②駅前一時保護事業（3年目）

2、ぴゅあネット事業の推進（7月で13年目）

3、日中活動事業の取り組み検討

4、相談支援事業の安定化

5、本部機能の強化・充実

5 事業計画

○社会福祉法人 はなゆめ

法人所在地 〒181-0004

東京都三鷹市新川3-21-19 はなはなテラス1F

電話 0422-45-8787 FAX 0422-45-8788

(1) 障害福祉サービス事業

① 就労継続支援B型事業所

- ・ワークセンターゆめ（定員20名）
- ・ワークセンタータートルステップ（定員20名）

② 多機能型事業所

- ・ 新川センターきらり

就労継続支援B型 (定員10名)
生活介護 (定員30名)

③ 生活介護事業所

- ・ 連雀センターらしく (定員20名)

④ 放課後等デイサービス事業 ※ 2019年11月1日より休止中

- ・ まあーる (定員10名)

(2) 指定特定相談支援事業・指定障害児相談支援事業

- ・ 障がい者相談センター つなぐ手

6 組織の整備

(1) 役員

① 社会福祉法人はなゆめ

理事会 理事6名
監事 監事2名
評議員会 委員7名

(2) 会議

- ① 法人運営・経営会議 随時
人事及び法人運営・経営の基本事項を協議する。
- ② 事務局会議 随時
法人運営・経営会議より提示・指示のあった方針や方向性を具現化するための検討や、情報収集、伝達の場合とする。
- ③ 事業運営会議 適宜
社会情勢、社会福祉の動向及び法人内の組織運営、管理について、共通認識・連絡事項の伝達の場合とし、方針や方向性の確認や共有をおこなう。
- ④ はなゆめ・はなの会合同会議 適宜
NPO法人三鷹はなの会との連携を図り、協力体制を強化する。

- ⑤ 庶務実務・法人行事等の担当者会議 適宜
法人行事や庶務実務を円滑に行うための連絡調整会議
- ⑥ 安全衛生担当者会 適宜
労働者の安全意識の啓発と安全教育及び職場環境・作業方法の改善に関する
周知・啓発活動の場とする。
- ⑦ その他各事業における連絡会議・委員会 適宜

(3) 人材育成

- ① 基本の徹底
法人、事業所及び職員が利用者、地域、社会福祉、法人基本方針及び事業所
事業計画の状況と内容を自分のものとして受け止め、事業活動に活用するた
め、法人全体であらゆる機会を通じて周知・徹底を図ります。
- ② 法人内職員研修
「研修要項」に則り、職員が社会福祉従事者としてまた社会人としての資質向
上を目的として、年間を通し、適時入職年次別、職種別、事業所別または雇
形態別等の種研修を実施します。 夏季・冬季内部研修会・その他
- ③ 法人外職員研修
東京都手をつなぐ育成会、及び全国手をつなぐ育成会連合会等の研修・大会
他、内容を判断し、人選し研修者を派遣します。
- ④ 事業所主催の職員研修
法人は有効な内容の事業所主催の職員研修を保障します。

(4) 労務管理及び財務管理

- ① 職員配置
職員の勤務状況を考慮し、効率的で効果的な職員編成とします。
- ② 福利厚生
生活習慣病予防検診の対象の職員には検査等について受診する機会を設けま
す。職員自身が健康であることを確認して業務活動ができるように努めます。
- ③ メンタルヘルス
職員の心の健康に配慮し、メンタルヘルスに配慮した組織体制、広報及び教育
に努めます。
- ④ セクシュアルハラスメント
法人は「職員就業規則」に基づき、管理職を含む職員にセクシャルハラスメ
ントの内容と防止のための方針を周知・徹底します。

「セクシュアルハラスメント」・「パワーハラスメント」等は人権侵害行為であることを認識し、発生を防止する策を講じます。

- ⑤ 規程等の整備
法人及び事業所で定めている各種規程(規定)類の見直しを常に図り、内容の充実に努めます。

7 基本姿勢

(1) 人権の尊重

- ① 利用者の「快適な暮らしや健康で幸福な生活」を確保するため、利用者の自己決定と選択を尊重し、その権利擁護を実現するとともに、個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全な福祉サービス提供に努めます。
- ② 利用者的人格を尊びます。

(2) 福祉サービスの質の向上

- ① 利用者、家族、関係者及び地域が持つ福祉サービスに対するニーズに沿った事業展開を図ります。
- ② 要望、相談及び苦情解決
利用者、家族及び関係者からの要望、相談及び苦情について誠意を持って迅速かつ適切に対応できるよう対応していきます。
- ③ 利用者、家族及び関係者からの要望、相談及び苦情を円滑・円満に対応を図ることにより、福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、利用者個人の権利擁護を図るとともに、利用者が福祉サービスを適切に利用できるよう支援体制を確立・機能させます。
- ④ 相談及び苦情の内容によっては、第三者委員と連携を図りながら対応します。苦情に関しては、法人が定めたマニュアルの「苦情解決実施要項」に基づき、迅速で正確な対応を法人全体で行います。円滑・円満に解決を図ることにより、福祉サービスに対する利用者の満足度を高め、利用者個人の権利擁護を図るよう努めます。
- ⑤ 第三者評価
第三者評価機関による福祉サービスに対する第三者評価を実施します。また、福祉サービスの質を向上させていくために、自ら、提供する福祉サービスの質の自己評価を行い、自己点検を行います。そして福祉サービスの利用者の立場に立った良質かつ適切な福祉サービスを提供できるように努めます。

⑥ 守秘義務及び秘密保持

法人、事業所及び職員は、個人情報個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることを認識し、個人のプライバシー保護のため、業務上で知り得た利用者やその家族等の機密事項を他に漏らさず、利用者個々のプライバシー保護を徹底します。

職員は法人離職後も秘密保持を遵守します。

⑦ 説明責任の徹底

利用者、地域とのコミュニケーションを図るとともに、情報提供と情報開示等を積極的に実施し、信頼性と透明性のある組織づくりを図ります。

⑧ 情報開示

福祉サービスを利用しようとする方に、適切かつ円滑に法人の経営する社会福祉事業に関する情報提供と情報開示を行います。

インターネットのホームページ上及び広報紙等の紙面を利用し、法人・事業所の経営や運営状況を詳らかにします。

利用者及び関係者の皆様から情報開示の請求があった場合には、必要な内容の開示を行います。また、利用者にわかりやすい方法で内容を伝達できるよう工夫をします。

⑨ 地域との共生

地域における福祉システムの構築に主体的に関わり、多様な主体との連携・協働により、地域の福祉課題に積極的に取り組みます。地域の声に耳を傾け、地域社会から信頼され、慕われる法人・事業所であるために努力します。

(3) 人材育成、適切な人事・労務管理の実践

個人の尊厳に配慮した良質かつ安心・安全なサービス提供のため、職員の社会福祉従事者としてまた社会人としての資質向上を図り、人材育成に努めます。

「社会福祉は人なり」を念頭に、職員の自己実現に寄与するとともに、適切な人事・労務管理を実践します。

(4) 財政基盤の安定化

① 信頼性の高い効果的・効率的経営の観点から、安定的な財務基盤の確立と適切な財務管理・会計処理を行います。

法人及び事業所における経理は、厳正及び正確を基本に業務を遂行します。

② 経営・運営基盤強化のためのコスト意識

福祉サービスの質的向上及び経営や運営の透明化を図り、社会から期待される責任と役割を果たすため、組織努力の一環として資金の適切な把握と運用を目指し、法人と事業所が連携・協力してコスト意識の向上に努めます。

各事業所が月別に自立支援給付費等の収入状況、賃料、水道光熱費、消耗品等の維持経費等の支出状況を把握できるようにし、情報を集約します。

職員採用と職員人事の適正な執行による職員配置と効率的な勤務シフトの編成によるコスト管理を行います。

年間計画や月次予定を確認し、日々の打合せを密に行うことにより、職員個々の仕事の進捗状況把握に努め、経費、時間及び責任を意識することでコストの削減に努めます。

(5) 組織内の連携

- ① 利用者が心豊かにその人らしい生活が実現できるよう、各事業所が連携して取り組めるよう調整機能を果たします。
- ② 利用者へよりよい福祉サービスが提供できるよう事業所間で連携し、定期的な会議等を設定するための調整機能を果たします。
- ③ 障害福祉サービス事業の円滑な実施のため、法人本部が中枢機能を果たし、事業所間で連携・協力ができるよう調整機能の強化を図ります。

(6) 地域社会との連携

- ① 地域社会や家庭等とのつながりを重視した運営に心がけ、行政機関及び関係機関と密接に連携がとれるように努めます。
- ② 社会資源としての法人及び事業所として地域社会に貢献できることは何かを常に考え、地域社会から信頼される法人を目指します。
- ③ 障がい者の文化活動の推進と障がい者福祉の啓発を推進します。
- ④ 法令等を遵守し、事業展開を図ります。
- ⑤ 法人の基本方針の精神に基づき、法人及び事業所の経営・運営を行います。
- ⑥ 本部事務局は、各事業が円滑かつ公平に事業展開ができるよう運営します。

(7) 利用者、家族のニーズ把握

- ① 利用者の高年齢化、家族の高齢化と新利用者とその家族との世代間格差(経済社会環境と生活の考え方の違い)によりニーズが複雑・多様化しています。法人は障がい者支援センターつなぐ手を中心に、障害福祉サービス事業所等が連携し、一体となってニーズ把握に努めます。
- ② 利用者の安全確保
「事故防止対応マニュアル」に則り、利用者の生活状況の情報を職員が十分に把握し、共有化し、日頃からヒヤリハットの視点より安全確保を第一に支援していけるよう法人として定期的に状況を把握します。
- ③ 利用者の権利擁護
「権利擁護規程」に則り、利用者個人の尊厳とプライバシーを守り、暴力や侮

辱的言動、同意に基づかない行為を強制することのないよう、職員は常に適切な支援を行うものとします。

- ④ 利用者への虐待防止
「虐待防止マニュアル」に則り、虐待の防止を目的とした虐待防止体制を整備し、虐待の発見、また、その疑いが生じた場合については、マニュアルに沿って適切に対応します。

(8) 環境整備

- ① ハード面の安全確保を図っていけるよう各事業所の状況を把握します。原因究明と対策等のソフト面の安全確保が図れるよう各事業所の状況を把握します。
- ② 衛生管理
利用者が安全かつ安心して快適に過ごせるよう、「感染症対策マニュアル」に則り、法人は事業所内の衛生管理の現状を把握し、対策を講じられるよう各事業所の状況を把握します。
ウイルス等の感染症の発生と拡大を防ぐため、必要な情報は各事業所へ提供するとともに、状況に応じて関係機関と連携し、衛生管理の指針を示すこととします。
- ③ 危機管理
危機管理のリスクマネジメントの基本である日常の安心、満足、気づき、信頼関係を保つために事業所との連携を図ります。
「個人情報保護規程」に従って利用者の情報保護に関して職員教育を行い、プライバシーポリシーの内容を職員に周知徹底させます。

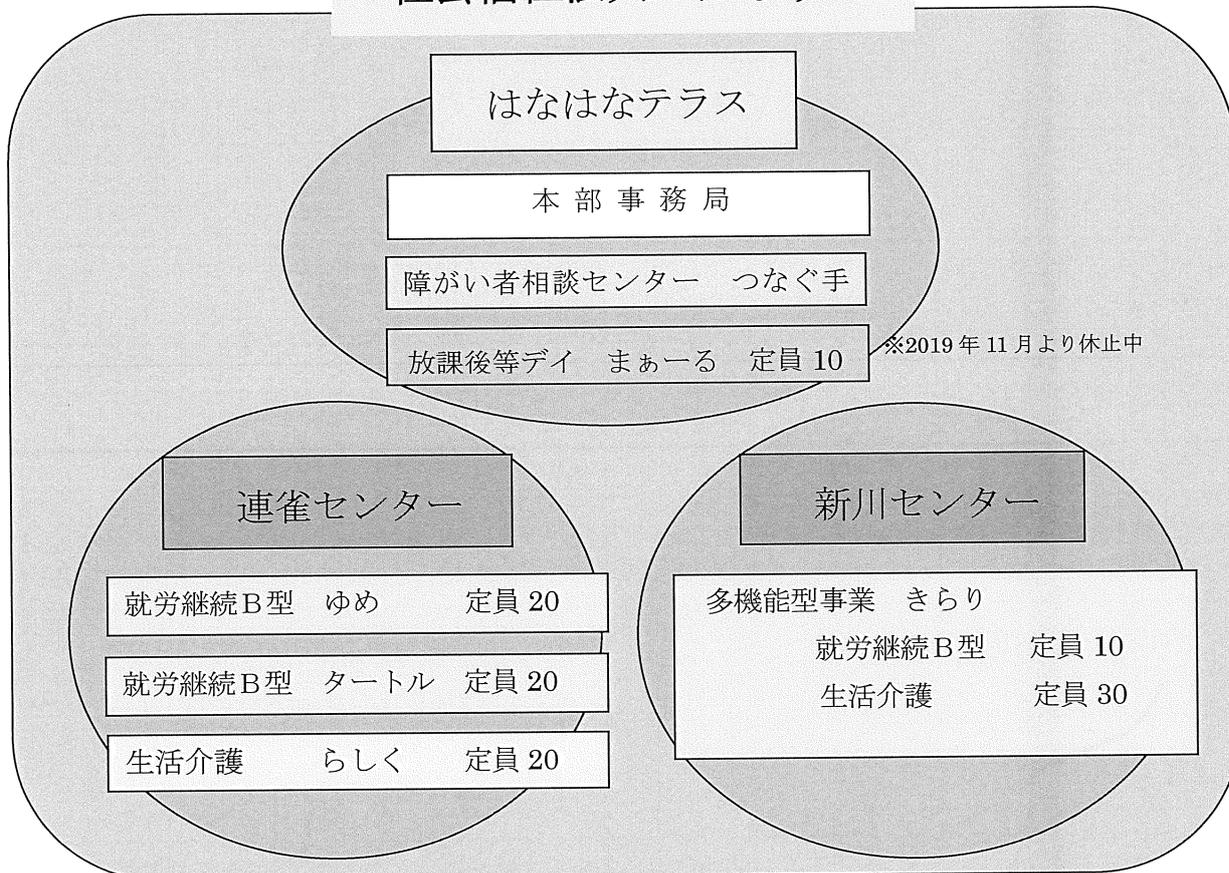
(9) 防 災

「災害対策マニュアル」に則り、職員は迅速で的確な対応ができるよう、日頃から連絡調整を図ります。

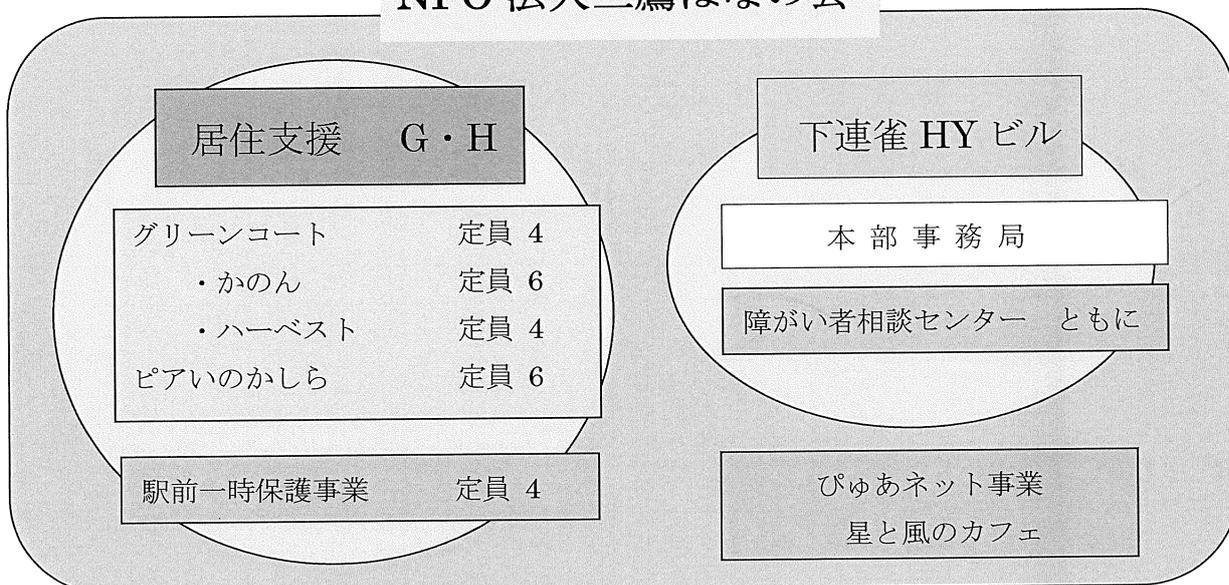
(10) 建物及び附属設備

法人内の各事業所の建物及び附属設備を維持するために長期修繕計画の予定を立て法人は全体を統括して、修繕、工事等の調整を図ります。

社会福祉法人 はなゆめ



NPO 法人三鷹はなの会



		勘定科目	31年初期予算	31年補正予算	令和2年初期予算	備考	
産 そ 特 活 収 支	事業活動による収入	収入					
		就労支援事業収入	0	0	0		
		障害者福祉サービス等事業収入	189,900,000	140,412,000	140,412,000		
		経常経費寄付金収入	885,000	1,350,000	1,350,000		
		その他の収入	24,660,000	18,424,000	18,424,000		
		事業活動収入計(1)	215,445,000	160,186,000	160,186,000		
	による支出	支出					
		人件費支出	134,210,000	109,970,000	109,970,000		
		事業費支出	20,250,000	44,370,000	44,370,000		
		事務費支出	35,416,000	7,565,000	7,565,000		
		就労支援事業支出	0	0	0		
		支払工賃	0	0	0		
		その他経費	0	0	0		
		事業活動支出計(2)	189,876,000	161,905,000	161,905,000		
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	25,569,000	-1,719,000	-1,719,000		
	施設整備等による収入	収入	施設整備等補助金収入	0	0	0	
			施設整備等寄附金収入	0	0	0	
施設整備等収入計(4)			0	0	0		
支出		固定資産取得支出	0	0	0		
		ファイナンス・リース債務の返済支出	0	0	0		
		0	0	0			
	施設整備等支出計(5)	0	0	0			
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	0	0	0			
その他収入の活動による	収入	積立資産取崩収入	0	0	0		
		拠点区分間繰入金収入	43,899,000	42,757,000	42,757,000		
		その他の活動収入計(7)	43,899,000	42,757,000	42,757,000		
	支出	積立資産支出	0	0	0		
		拠点区分間繰入金支出	69,468,000	41,038,000	41,038,000		
			0	0	0		
		その他の活動支出計(8)	69,468,000	41,038,000	41,038,000		
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	-25,569,000	1,719,000	1,719,000			
	当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	0	0	0			

1、運営方針

基本方針に基づき、適切な障害福祉サービスを提供し、地域に根差した法人として、社会福祉の増進に努めます。

2、理事会・評議員会の運営

- (1) 組織運営方針の企画・立案・推進
- (2) 組織運営方針の明確化と周知
- (3) 事業計画・事業報告の作成
- (4) 各配布資料・議事録の作成
- (5) 理事会・評議員会の案内・出欠席の取りまとめ
- (6) 理事会・評議員会の計画・運営

3、行事調整・法人内会議・委員会等の設定

- (1) 年間行事計画の作成
- (2) 実行委員会等の組織体制作り
- (3) 実行委員会事務局として開催要項の作成等
- (4) 各会議の設定・連絡調整・資料及び議事録の作成

4、研修会・東京都手をつなぐ育成会等

- (1) 職員研修会の設定・会場確保
- (2) 講師との連絡調整
- (3) 研修セミナー・大会参加者の集約
- (4) 東京都手をつなぐ育成会等との連絡調整

5、広報活動

- (1) ホームページ・会報による情報提供
- (2) 会報作成・発送作業
- (3) 諸団体との情報交換・交流会等の参加

6、総務・経理

- (1) 予算・決算書の作成
- (2) 各所事業会計・生産会計事務・会計事務所との連携
- (3) 代理人請求事務・東京都庁・三鷹市との調整
- (4) 職員健康診断の実施
- (5) 職員労務管理・給与等に関する業務
- (6) 新規事業等に関する申請書類の作成業務
- (7) 安全衛生に関する周知・教育活動

7、事業所管理

- (1) 日中活動系事業所に関する実務
- (2) 建物・車両等に関する管理

令和2年度 年間計画

開催日	事業内容	会 場
4月1日	辞令交付式・法人始業式	事務局
5月下旬	理事会 令和元年度 決算・事業報告	三鷹駅前福祉住宅 6階
6月中旬	スポーツ活動(はなリンピック)	SUBARU 総合 スポーツセンター
6月	職員健康診断	野村病院
6月下旬	定時評議委員会 理事会	未定
7月下旬	夏期職員研修会	未定
7月下旬	施設公開	各事業所
8月下旬	三鷹阿波踊り	駅前商店街
9月・10月	社会活動(宿泊)	
10月	理事会	未定
12月1日	スポーツ活動(スポーツのつどい)	武蔵野の森総合 スポーツプラザ
12月中旬	冬期職員研修会 理事会	未定
1月4日	仕事始め	
1月初旬	新年会	さんさん館
3月下旬	理事会 事業計画及び予算	未定

本部

02.3.27

		勘定科目	31年初期予算	31年補正予算	02年初期予算	備考
産 そ 特 活 収 支	事業活動による収入	就労支援事業収入		0	0	
		障害者福祉サービス等事業収入		0	0	
		経常経費寄付金収入		0	0	
		その他の収入	200,000	150,000	150,000	
		事業活動収入計(1)	200,000	150,000	150,000	
	事業活動による支出	人件費支出	18,800,000	24,470,000	24,470,000	
		事業費支出	1,000,000	11,280,000	11,280,000	
		事務費支出	6,700,000	4,300,000	4,300,000	
		就労支援事業支出		0	0	
		支払工賃		0	0	
		その他経費		0	0	
		事業活動支出計(2)	26,500,000	40,050,000	40,050,000	
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	-26,300,000	-39,900,000	-39,900,000	
	施設整備等による収入	収入	施設整備等補助金収入		0	0
施設整備等寄附金収入				0	0	
施設整備等収入計(4)				0	0	
支出		固定資産取得支出		0	0	
		ファイナンス・リース債務の返済支出		0	0	
	施設整備等支出計(5)		0	0		
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)		0	0		
その 他 の 活 支 動 に よ	収入	積立資産取崩収入		0	0	
		拠点区分間繰入金収入	26,300,000	39,900,000	39,900,000	
		その他の活動収入計(7)	26,300,000	39,900,000	39,900,000	
	支出	積立資産支出	0	0	0	
		拠点区分間繰入金支出	0	0	0	
			0	0	0	
		その他の活動支出計(8)	0	0	0	
		その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)	26,300,000	39,900,000	39,900,000	
	当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)	0	0	0		

令和2年度 就労継続支援B型事業所 事業計画

1. 運営方針

利用者一人ひとりの特性・ニーズに合わせた生産活動・余暇活動を提供し、日中活動の場所として、地域社会の中で主体的な生活が続けられるように支援します。また、芸術・文化プログラムに重点を置き、日々の生活をより豊かで充実したものになるように努めます。

2. 生産活動支援

- ・ 持続的に受注量を確保し、利用者に安定した工賃を提供していきます。
- ・ 利用者個人の能力に合わせた適切な活動を提供し、能力・知識・技能の向上を目指します。
- ・ 生産活動を通じての社会参加と仕事に対する責任感と達成感を事業所全体で共有します。
- ・ 企業等、就労希望者に対しては、就労支援センター及び民間企業等と連携し支援します。
- ・ 自己決定の観点から、利用者面談をベースとした個別支援計画の作成をし、職員全体で共有を行い効率的かつ安定的な支援が行えるように努めます。
- ・ 研修などを通じて職員のスキルアップを図るとともに、日常的なPDCAサイクルを回し、生産活動内容の見直しを行いサービスの質の改善向上に努めます。

3. 生活支援

- ・ 日常生活を含めた社会生活を営むのに必要な生活習慣やルールの習得、スキルの獲得の場を提供し、支援します。
- ・ 必要に応じて、指定特定相談支援事業所や障がい者支援機関と連携し、安定・充実した地域生活が維持できるよう見守り、支援します。
- ・ 利用者個人の健康状況を把握し、常に気を配り、日々の健康・衛生管理に努めます。
- ・ 歯科検診等の実施や医療機関及び家族との連携を図り、健康の維持・増進に努めます。

4. 余暇活動支援

- ・ 社会活動(日帰り・宿泊)、芸術活動(創作活動)、文化活動(季節行事等)、スポーツ活動などの各種活動を通じて、有意義で豊かな体験を提供します。
- ・ 市内の行事や地域の社会資源を有効活用し、地域との共生を目指します。
- ・ 施設公開を行い、利用者の様子や事業所の取り組みを地域に向け発信を行い、より開かれた事業所運営を行います。

5. 事業運営と運営体制

(1) 運営事業所

- ① ワークセンターゆめ 定員 20 名 (就労継続支援 B 型)
東京都三鷹市下連雀 4-15-18 下連雀複合施設 1 階
- ② ワークセンタータートルステップ 定員 20 名 (就労継続支援 B 型)
東京都三鷹市下連雀 3-8-13
- ③ 新川センター きらり 定員 10 名 (就労継続支援 B 型)
東京都三鷹市新川 3-10-8

6. 安全計画

(1) 事故防止

- ・利用者の行動上の特徴を把握し、未然防止に努めます。
- ・災害、緊急時を想定した訓練を実施し、緊急時対応の習熟を図ります。
- ・発生した事故に対しては分析と対策を速やかに講じ、再発防止に努めます。
- ・感染症の発生予防とまん延防止に努めます。
- ・リスクマネジメントに関する職員への教育と研修を計画的に行います。

(2) 防災計画

- ・消防計画に基づき、管轄の消防署、出張所の指導・助言のもと、利用者参加の防災訓練を年 2 回以上実施します。
- ・自衛消防組織を編成し、通報連絡・初期消火・避難誘導・応急援護などの災害時の緊急対応に備え、被害の軽減を図ります。
- ・施設の防火防災機器や設備が円滑に機能するよう、整備・点検を行い、また災害時に必要な物品を常備します。
- ・非常災害発生時には、利用者と職員の人命確保を最優先とし、安全の確保に努めながら速やかに事業所が該当する近隣の一時避難場所、広域避難所への誘導を行います。

(3) 緊急時の対応

- ・てんかん等、発作時の対応については、マニュアル及び医療機関による医師の指示のもとにより緊急対応方法を確認し、利用者の安全を図ることに努めます。
- ・利用者の状態に急変があった場合には、速やかにご家族に連絡をし、必要な措置を行います。また状況に応じて医療機関等の手続きを行います。

令和2年度 生活介護事業所 事業計画

1. 運営方針

利用者一人ひとりの特性・ニーズに合わせたサービスを提供し、日中活動の場所としてあり続け、安心して過ごせるよう支援します。

また、芸術・文化プログラムに重点を置き、日々の生活をより豊かで充実したものになるように努めます。

2. 生活支援

- ・日常生活を含めた社会生活に必要な習慣の形成を目指した支援をします。
- ・必要に応じて、指定特定相談支援事業所や障がい者支援機関と連携し、安定・充実した地域生活が維持できるよう見守り、支援します。
- ・医師と看護師による定期訪問で健康管理・健康相談を行い、健康の維持・増進に努めます。
- ・歯科検診等の実施や医療機関及び家族との連携を図り、健康の維持・増進に努めます。
- ・利用者個人の健康状況を把握し、常に気を配り、日々の健康・衛生管理に努めます。

3. 生産活動支援

- ・個人の能力に合った適切な活動を行い、生活意欲の向上、身体機能の維持を目指します。
- ・自己決定の観点から、利用者面談をベースとした個別支援計画の作成をし、職員全体で共有を行い効率的かつ安定的な支援が行えるように努めます。

4. 余暇活動支援

- ・社会活動(日帰り・宿泊)、芸術活動(創作活動)、文化活動(季節行事等)、スポーツ活動などの各種活動を通じて、有意義で豊かな体験を提供します。
- ・市内の行事や地域の社会資源を有効活用し、地域との共生を目指します。
- ・施設公開を行い、利用者の様子や事業所の取り組みを地域に向け発信を行い、より開かれた事業所運営を行います。

5. 事業運営と運営体制

(1) 運営事業所

- | | |
|----------------------------------|----------------|
| ① 連雀センター らしく
東京都三鷹市下連雀 1-8-22 | 定員 20 名 (生活介護) |
| ② 新川センター きらり
東京都三鷹市新川 3-10-8 | 定員 30 名 (生活介護) |

6. 安全計画

(1) 事故防止

- ・利用者の行動上の特徴を把握し、未然防止に努めます。
- ・災害、緊急時を想定した訓練を実施し、緊急時対応の習熟を図ります。
- ・発生した事故に対しては分析と対策を速やかに講じ、再発防止に努めます。
- ・感染症の発生予防とまん延防止に努めます。
- ・リスクマネジメントに関する職員への教育と研修を計画的に行います。

(2) 防災計画

- ・消防計画に基づき、管轄の消防署、出張所の指導・助言のもと、利用者参加の防災訓練を年2回以上実施します。
- ・自衛消防組織を編成し、通報連絡・初期消火・避難誘導・応急援護などの災害時の緊急対応に備え、被害の軽減を図ります。
- ・施設の防火防災機器や設備が円滑に機能するよう、整備・点検を行い、また災害時に必要な物品を常備します。
- ・非常災害発生時には、利用者と職員の人命確保を最優先とし、安全の確保に努めながら速やかに事業所が該当する近隣の一時避難場所、広域避難所への誘導を行います。

(3) 緊急時の対応

- ・てんかん等、発作時の対応については、マニュアル及び医療機関による医師の指示のもとにより緊急対応方法を確認し、利用者の安全を図ることに努めます。
- ・利用者の状態に急変があった場合には、速やかにご家族に連絡をし、必要な措置を行います。また状況に応じて医療機関等の手続きを行います。

令和2年3月27日

令和2年度 年間行事計画

月	イベント	実施場所	公休日
4月	家族会	各事業所	29日 昭和の日
5月	個別面談	各事業所	3日 憲法記念日 4日 みどりの日 5日 こどもの日
6月	スポーツ活動（はなリンピック）	SUBARU総合 スポーツセンター	
7月	施設公開	各事業所	23日 海の日 24日 スポーツの日
8月	文化活動（納涼会）	各事業所	10日 山の日
9月	防災訓練	各事業所	21日 敬老の日 22日 秋分の日
10月	社会活動（宿泊）	未定	
11月	芸術活動（創作）	各事業所	3日 文化の日 23日 勤労感謝の日
12月	スポーツ活動（スポーツの集い） 文化活動（忘年会）	武蔵野の森総合 スポーツプラザ	
1月	文化活動（新年会）	三鷹市公会堂 さんさん館	1日 元日 11日 成人の日
2月	社会活動（日帰り）	未定	11日 建国記念の日 23日 天皇誕生日
3月	防災訓練	各事業所	20日 春分の日